

報道関係者 様

## 認定こども園等の「入園動向（平成 31 年 4 月 1 日現在）」（速報）について

特徴点 ～いわゆる待機児童がゼロとなりました（本市初厚労省基準による）～

守口市では「子育て世代にやさしい、定住のまち」を目指して平成 29 年度から国に先駆け 0 歳児から 5 歳児を対象とした「就学前保育・教育の無償化」政策を実施しつつ、待機児童の解消にも全力を注いできました。

この度、平成 31 年 4 月 1 日現在の入園動向（速報）がまとまり、子ども・子育て支援新制度発足以来、初めて待機児童が「ゼロ」となりましたのでお知らせします。

この結果は、大幅な利用定員拡充を始めとする、本市がこの間進めてきた、民間保育・教育事業者との「公民協調による待機児童解消策」と市民の皆様のご理解の賜物と受け止めています。

今後も施設利用希望者に寄り添い、丁寧な相談、支援、調整を図る中で、必要とされる保育ニーズ等に的確に対応できるよう努めて参ります。

本市の認定こども園、保育所及び地域型保育事業所（以下、「認定こども園等」という。）の平成 31 年 4 月 1 日現在の入園動向及びこの間の主な待機児童対策については下記のとおりです。

### 1 認定こども園等の入園状況

単位：人

		平成31年 4 月	平成30年 4 月	平成29年 4 月	平成28年 4 月
認定こども園等 新規利用申込数	A	<b>1,101</b>	1,171	1,052	757
認定こども園等 新規利用児童数	B	<b>963</b>	929	899	647
未利用児童数 (A-B)	C	<b>138</b>	242	153	110
特定の園のご希望者など	D	<b>138</b>	194	105	93
厚労省定義の待機児童数（※） (C-D)	E	<b>0</b>	<b>48</b>	<b>48</b>	<b>17</b>

※ 厚生労働省定義に基づき、同省に報告（予定）する本市の「待機児童数」です。

## 2 待機児童数の推移

待機児童数の推移及び歳児別は、下記のとおりです。

単位：人

	平成31年 4月		平成30年 4月		平成29年 4月		平成28年 4月	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0歳児	0	-	7	15%	1	2%	2	12%
1歳児	0	-	34	71%	28	58%	8	47%
2歳児	0	-	7	15%	11	23%	6	35%
3歳児	0	-	0	0%	8	17%	0	0%
4歳児	0	-	0	0%	0	0%	0	0%
5歳児	0	-	0	0%	0	0%	1	6%
計	0		48	100%	48	100%	17	100%

## 3 認定こども園等（保育枠）を利用されている児童総数

単位：人

	平成31年 4月	平成30年 4月	平成29年 4月	平成28年 4月
認定こども園等（保育枠） 利用児童総数（※）	3,360	3,185	2,919	2,576

※継続利用を含む守口市内の特定教育・保育施設等（保育枠）をご利用されている守口市民の児童総数

## 4 この間の主な本市の待機児童対策

### 1 利用定員の拡大

- ・幼稚園の認定こども園への移行（4園 340人）・保育所の新規認可（3園 299人）
- ・小規模保育事業所等の新規認可（16園 279人）・認定こども園等の増改築（3園 110人）
- ・1号定員から2号定員への振替等（130人）

単位：人

		増加させた利用定員数			内訳
		2号認定 (3～5歳)	3号認定 (1～2歳)	3号認定 (0歳)	
平成 28 年度中	幼稚園の認定こども園への移行	139	78	18	235 3か所
	認定こども園等の増改築	25	37	12	74 2か所
	小規模保育事業所等の新規認可	0	104	42	146 9か所
	1号定員から2号定員へ振替等	55	11	△ 4	62
		219	230	68	517
平成 29 年度中	幼稚園の認定こども園への移行	60	36	9	105 1か所
	認定こども園等の増改築	12	14	10	36 1か所
	小規模保育事業所等の新規認可	0	26	12	38 2か所
	1号定員から2号定員へ振替等（※）	41	16	1	58
		113	92	32	237
平成 30 年度中	保育所の新規認可	176	90	33	299 3か所
	小規模保育事業所等の新規認可	0	65	30	95 5か所
	1号定員から2号定員へ振替等	9	1	0	10
		185	156	63	404
	合計	517	478	163	1,158

※公立施設の民間移管に伴う利用定員の増減等を除く。

## 2 待機児童解消・保育士確保対策の強化

待機児童解消の促進や在園児に対する保育の質の向上を図るため、定員拡大や保育士確保・定着のための処遇改善等について、保育士等の宿舍の借り上げ支援をはじめ、民間認定こども園等が実施する取組みへ支援しています。

- 待機児童受入促進事業 ○印は市単独事業
- 保育人材育成研修参加支援事業
- 保育士確保就職フェア開催支援事業
- 保育環境充実事業（保育の受け皿拡大・保育の質の確保）
- 「3歳の壁」対策事業補助金【H31から実施】
  - ・保育士処遇改善研修事業
  - ・保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金
  - ・保育補助者雇上強化事業補助金
  - ・保育体制強化事業補助金【H31から実施】

## 3 入所選考（利用調整）に係る改正等

より必要性・緊急性の高い申込者に利用頂けるよう入所選考（利用調整）基準等を改正しました。

加えて平成31年4月入所にあたり、1次及び2次選考で内定に至らなかった保護者へ、入所可能な認定こども園等の個別案内を行うなど、保護者に寄り添う支援を行いました。

なお、利用者への公正・公平性の観点から、支給認定事由が「求職活動」や「育児休業」の方が入所要件に欠けた場合の取扱いを厳正にするなど利用の公平性の適正化にも取り組んでいます。

## 4 保育士等の子どもの優先入所の実施

保育士等の子どもの認定こども園等を利用できない場合、潜在保育士の職場復帰を阻害し、保育の担い手の確保が課題となることを踏まえ、本市では市内の特定教育・保育施設等に勤務又は勤務予定の保育士等の子どものみには優先的な利用調整を行っています。

## 5 今後について

平成31年4月1日現在の厚生労働省定義の待機児童数は0人となりましたが、潜在的なニーズや年度途中における保育ニーズの増大にも対応できるよう、これからも保護者の意向を丁寧に確認し、ニーズの把握・分析に努め、引き続き待機児童対策の充実に取り組んでまいります。

### 【問合せ】

守口市役所      こども部      こども施設課      電話      06-6992-1637      （直通）